

平成十四年環境省令第二十三号

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び

指定支援法人に関する省令

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

第十一条第一項、第十二条第一号から第三号まで、

第十五条第二項、第十七条第一項及び第二十四

条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法

第二十九条第四項の規定を実施するため、土壤污

染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人

に関する省令を次のように定める。

(指定調査機関の指定の申請)

第一条 土壤汚染対策法(以下「法」という。)

第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において法第二十九条に規定する土壤汚染状況調査等(以下「土壤汚染状況調査等」という。)を行おうとする場合にあつては環境大臣に、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする場合には、当該都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書

三 法第三十三条に規定する技術管理者(以下「技術管理者」という。)の氏名及びその者が交付を受けた第五条第一項に規定する技術管理証(以下「技術管理者証」という。)の

交付番号を記載した書類

四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類

五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合

六 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書類

七 申請者が法第三十一条第二号及び第三号の規定に適合することを説明した書類

(指定調査機関の指定の基準)

第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。

一 債務超過となつていいこと。
二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
三 第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。
一 一般社団法人 社員
二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの
五 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。
一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の申請)

第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三条第八項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これまでの間でその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下「環境大臣等」という。)に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

前項の指定の更新の申請があつた場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。

(技術管理者証)

第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者
二 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 一般社団法人 社員
二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項の持分会社 社員
三 会社法第二条第一号の株式会社 株主
四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの
五 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(指定の更新の申請)

第六条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三条第八項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これまでの間でその指定をした環境大臣又は都道府県知事(以下「環境大臣等」という。)に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

前項の指定の更新の申請があつた場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習(以下「更新講習」という。)を受け、様式第五による申請書に、更新講習を修了した旨の証明書

(以下「修了証」という。)(当該更新を受けようとする者が現に有する技術管理者証の記載事項に変更を生じてその書換えを受けようとする場合にあっては、その旨を当該申請書に記載し、当該修了証及び戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面)を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、更新講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、更新講習を受け、様式第五による申請書に修了証及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

修了証の交付を受けた者は、修了証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第五の三による申請書により、環境大臣に修了証の再交付を申請することができる。

技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。

添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

証書

説明した書類

証書

(技術管理者証の再交付)
技術管理者証の交付を受けている者は、
技術管理者証を破り、汚し、又は失ったとき
は、様式第六による申請書により、環境大臣に
技術管理者証の再交付を申請することができる。

2 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項
の申請をする場合には、申請書にその技術管理
者証を添付しなければならない。

3 技術管理者証の交付を受けている者は、技術
管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理
者証を発見したときは、五日以内に、これを環
境大臣に返納しなければならない。

(技術管理者証の書換え)

第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、
技術管理者証の記載事項に変更を生じたとき
は、様式第七による申請書に技術管理者証及び
戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載の
ある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添
付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申
請することができる。

(技術管理者証の返納)

第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死
亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法
(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定す
る死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、
環境大臣に技術管理者証を返納しなければなら
ない。

(技術管理者試験)

第十一 条 技術管理者試験（以下「試験」とい
う。）は、環境大臣が行うものとする。

(試験の公示)

第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所
並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あ
らかじめ、官報に公示しなければならない。

(試験の内容)

第十三条 試験すべき事項は、土壤汚染状況調査
等を適確かつ円滑に遂行するに必要な知識及び
技能であつて、環境大臣が告示で定めるものと
する。

(受験の申請)

第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八
による申請書を環境大臣に提出しなければなら
ない。

2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に
脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル
横四センチメートルのもので、その裏面には撮

影年月日及び氏名を記載すること。）を添付し
なければならない。

(合格証書の交付)

第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格
証書を交付するものとする。

(合格証書の再交付)

第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証
書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九
による申請書により、環境大臣に合格証書の再
交付を申請することができる。

(試験の無効等)

第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為
があつた場合には、その不正行為に関係のある
者に対しては、その受験を停止させ、又はその
試験を無効とすることができます。

(変更の届出等)

第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項
は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
はその代表者の氏名

二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受け
た技術管理者証の交付番号

三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技
術管理者の配置の状況

四 環境大臣の指定を受けた指定調査機関であ
る場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所
ごとの都道府県の区域

五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種
類に応じた構成員の氏名（構成員が法人であ
る場合は、その法人の名称）及び構成員の構
成割合

六 法第三十五条の届出は、様式第十による届出
書を提出して行うものとする。

(業務規程の記載事項)

第十九条 法第三十七第二項の環境省令で定め
る事項は、次のとおりとする。

一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地
二 環境大臣の指定を受けた指定調査機関であ
る場合は、土壤汚染状況調査等を行う事業所
ごとの都道府県の区域に関する事項

三 技術管理者証の交付を受けようとする者
三百五十円

四 更新講習を受けようとする者 一万三千五百
円

四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技
術管理者の配置に関する事項

五 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存
に関する他の者の監督に関する事項

六 技術管理者による土壤汚染状況調査等に從
事する事項

七 試験を受けようとする者 千二百五十円

八 合格証書の再交付を受けようとする者 千
二百五十円

九 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適
合するため遵守すべき事項

十 前各号に掲げるもののほか、土壤汚染状況
調査等の業務に関し必要な事項

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定
する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道
府県知事（土壤汚染対策法施行令（平成十四年
政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあ
つては、市長。次項第二号において同じ。）に報
告した日から五年間保存しなければならない。

十一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名
称及び住所

一二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに
当該調査の結果を都道府県知事に報告した日
報告した日から五年間保存しなければならない。

二二 法第三十四条に規定する監督をした技術管
理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管
理者証の交付番号

二三 法第三十四条に規定する監督をした技術管
理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管
理者証の交付番号

二四 前号の技術管理者の当該監督の状況

(業務の廃止の届出)

二五 法第四十条の届出は、様式第十一に
よる届出書を提出して行うものとする。

(手数料)

二六 最近の事業年度における事業報告書、収支
決算書、財産目録その他の法第四十五条各号
に掲げる業務を適正かつ確實に行うことがで
きることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

二七 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に關
する基本的な計画

二八 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

二九 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に關
する意思の決定を証する書面

三〇 最近の事業年度における事業報告書、収支
決算書、財産目録その他の法第四十五条各号
に掲げる業務を適正かつ確實に行うことがで
きることを証する書面

(事業計画書等の認可の申請)

三一 支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、
法第四十八条第一項前段の認可を受けようとする
ときは、毎事業年度の開始前に（法第四十四
条第一項の指定を受けた日の属する事業年度に
あつては、その指定を受けた後遅滞なく）、そ
の旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付

五 修了証の再交付を受けようとする者 千二
百五十円

六 技術管理者の再交付、書換え又は更新を
受けようとする者 千二百五十円

七 試験を受けようとする者 六千四百円

八 合格証書の再交付を受けようとする者 千

して、これを環境大臣に提出しなければならぬ。事実十四書

- 三 前事業年度の予定貸借対照表
四 当該事業年度の予定貸借対照表
五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

第一項第二号の收支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

4 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第五十一条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

(光ディスクによる手続)

第二十六条 第一条第一項、第三条第一項及び第十六条の規定による申請書並びに第十八条第二項及び第二十二条の規定による届出書並びにこれららの添付書類（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十一の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

（光ディスクの構造）

第二十七条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

一 日本産業規格X○六〇六及びX六二八二又はX○六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X○六〇九又はX○六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

- 員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

限に係るものに限る。以下「申請等」という。」は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等である。

- 臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月一日環境省令第一七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成二一年三月三一日環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二六日環境省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号。次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第十条第一項の規定により旧法第三条第一項の

指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準について、二つの場合に就いて三段の二種

- 2 例による。

1 この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染対策法に基づく申請者（改正法による改正後の土壤汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかるわらず、平成二十五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかるわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一〇月一〇日環境省令第二九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月一二日環境省令第三一号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二七日環境省令第三一号）

（経過措置）

この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第六条第二項の規定は、平成二十九年度以降に行われる試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請について適用し、平成二十八年度以前に行われた試験に合格した者がする技術管理者証の交付の申請については、なお従前の例による。

附則
第五号
(平成三年一月二八日環境省令)

(施行期日)

- 1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
（経過措置）
二 二の旨の施行の祭見に土壤汚染対策法第三

乙

- 第一条の規定による指定を受けている者が同法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

樣式第一（第一条第一項關係）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(経過措置)

- 第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

樣式第二（第三條第一項關係）

様式第二（第三條第一項關係）

樣式第三（第五條第四項關係）

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とすること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
 2 必印の欄は、技術管理者証の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

| | | |
|---|---|-------------------------|
| 株式会社エフ・エー(第七条第二項認定) (略称の表示を除く。今後も同様) 本店: 東京都千代田区麹町二丁目二番地 | | 個人登録 個人登録(はじめに登録する人) |
| 正規販賣受取申種 | | |
| 正規販賣受取申種 | | |
| 正規販賣受取申種の交付 番号及び交付年月日 | | 年 (年 月 日) |
| ふりがな | 姓 | 生年月日 年 月 日生 |
| 郵便番号(郵便番号) | | 郵便番号(郵便番号) |
| 上記内容に誤り又は不正確の場合は販賣受取申種の提出時に訂正を了す 第3条第3項の趣旨により、販賣受取申種はいつまで提出します。 | | |
| 第 一 次 申 請 | | |
| 注記 | | |
| 備考 1 この回の販賣申種は、日本郵便株式会社アドレスとします。 2 お問い合わせは、販賣受取申種の提出時に各支店へお尋ね下さい。交付手数料は | | |

2 弊社の権限は、社員管理委員会の更新を受けている場合は、交付番号及び直近の更新年月日を記載すること。

株式第五の三（第七条第三項関係）

| | |
|---|-----------|
| 株式第五の三（第七条第三項関係） | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |
| 契約書類を交付する申請書 | |
| (年月日) | |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 生年月日 年月日生 |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 電話番号() |
| 所交換の申出 | |
| 上場の会員に最もよく似た契約書類及び契約書類に契約する場合の上場会員の会員登録の会員登録により、既存契約書類の向付けを受けたいので申請します。 | |
| 年月日 | |
| 署名 大田松 | |
| 証号 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 | |

様式第六（第八条第一項関係）

| | |
|---|-----------|
| 株式第六（第八条第一項関係） | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |
| 契約書類を交付する申請書 | |
| (年月日) | |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 生年月日 年月日生 |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 電話番号() |
| 所交換の申出 | |
| 上場の会員に最もよく似た契約書類及び契約書類に契約する場合の上場会員の会員登録の会員登録により、既存契約書類の向付けを受けたいので申請します。 | |
| 年月日 | |
| 署名 大田松 | |
| 証号 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |

様式第七（第九条関係）

| | |
|---|-----------|
| 株式第七（第九条関係） | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |
| 契約書類を記載する申請書 | |
| (年月日) | |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 生年月日 年月日生 |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 電話番号() |
| 所交換の申出 | |
| 上場の会員に最もよく似た契約書類及び契約書類に契約する場合の上場会員の会員登録の会員登録により、既存契約書類の向付けを受けたいので申請します。 | |
| 年月日 | |
| 署名 大田松 | |
| 証号 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |

様式第八（第十四条第一項関係）

| | |
|---|-----------|
| 株式第八（第十四条第一項関係） | |
| (印) (押印) (捺印) (注記) | |
| 契約書類を記載する申請書 | |
| (年月日) | |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 生年月日 年月日生 |
| 会員登録名 | 郵便番号() |
| 会員登録名 | 電話番号() |
| 所交換の申出 | |
| 上場の会員に最もよく似た契約書類及び契約書類に契約する場合の上場会員の会員登録の会員登録により、既存契約書類の向付けを受けたいので申請します。 | |
| 年月日 | |
| 署名 大田松 | |
| 証号 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 | |

樣式第九（第十六條關係）

樣式第十（第十八条第二項關係）

| | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 様式表(第十八条第二項別紙) | |
| 英 英 語 出 會 | |
| [捺印欄] 年 月 日 | |
| 規 模 大 伝 種 道筋の取扱い | |
| 申請者 氏名又は本所取扱い代理人の氏名 に就ては、その表示者の名前 | |
| 下記のとおり審査したので、土地所有権登記第25条の規定により、届けます。 | |
| 英 語 内 容 | 日 期 |
| 英 語、日 期 | 備考：この件の内訳は、日本語で明確にするところ。 |

様式第十一（第二十一條関係）

| | |
|--|-------------|
| 様式第十一(第二十二条関係) | 審 許 附 付 索 問 |
| | 規制番号 |
| | 発給年月日 |
| 種 類 大 き い 都道府県知事 | 年 月 日 |
| 氏名又は名称及び所轄に於いては、その代表者の名 | |
| 申請者 | |
| 土壌汚染対策調査等の業務を停止したので、土壌汚染対策法第40条の規定により、 とりわけ届け出ます。 | |
| 記 | |
| 認定年月日 | 年 月 日 |
| 備考 1 会員登録、市町村登録の変更している場合は、変遷の更新年月日を記載する | |

様式第十二（第二十六条関係）

